

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 一

ページ

条 例

○宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
第百二条の十一第三項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第五項ただし書中「記名押印をして」を「その氏名又は名称を記載して」に改める。

第百四条の三第一号及び第二号中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第十条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立事業年度」を加え、同条第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十条の八第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「附則第三条の二の十八第一項」を「附則第三条の二の十九第一項」に、「附則第七條第二十一項」を「附則第七條第二十二項」に改め、同条第五項中「附則第七條第二十二項」を「附則第七條第二十三項」に改め、同条第六項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「附

則第七條第二十三項」を「附則第七條第二十四項」に改め、同条に次の一項を加える。

7 都市再生特別措置法第九條の七第二項第一号に規定する者が同法第九條の九の規定による公告があつた同法第九條の七第一項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第八十一條第一項に規定する立地適正化計画に記載された同法第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十一条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の四第一項並びに附則第十一条の六第一項、第四項及び第五項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の九中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の十第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第十一条の十一第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附則第十一条の十二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年」を「令和七年」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「乗車定員三十人未満の附則第十一条の十二第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円」を「乗車定員三十人以上の附則第十一条の十二第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。)にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十一条の十二第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。」に改め、同項第一号中「令和二年」を「令和七年」に改め、同項第二号中「附則第四条の十一第四項」を「附則第四条の十一第五項」に改め、同条第三項中「附則第四条の十一第五項」を「附則第四条の十一第六項」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年」を「令和七年」に改め、同項第二号中「附則第四条の十一第六項」を「附則第四条の十一第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量(道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。)が八トンを超え二十トン以下のトラック(法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。)であつて、同法第四十一條第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定めら

れた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第四十一条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）、同法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（同条第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行為したとき限り、同条中「と」とあるのは、「と」という。）から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十一条の十二第五項中「令和三年三月三十一日まで（第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては、令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日まで）」を「令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車（法施行規則附則第四条の十二第十五項に規定するものに限る。）又はバス（同条第十六項に規定するものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック（法施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。）」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置」を「側方衝突警報装置」に、「附則第四条の十一第十六項」を「附則第四条の十一第十七項」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年

三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第四条の十一第十七項」を「附則第四条の十一第十九項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十二条第一項中「次項第一号及び次条第二項」及び「次項第二号及び次条第二項」を「以下この条及び次条第二項」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「次項第六号」を「以下この条」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、当該自動車（自家用乗用車及び特種用途車のうちキャンピング車に該当するもの（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、」を削り、「第百五条の二」を「同条の二」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第一項に規定するもの」の下に「（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）を、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、「同条第一項第四号イ(1)(ii)」を「同条第一項第四号イ(1)(ii)」を「同条第一項第五号イ(1)(ii)」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第五号イ(1)(ii)」を「同条第一項第六号中「第百四十九条第一項第六号イ」を「第百四十九条第一項第六号イ(1)」に改め、「平成三十年軽油軽中量車基準」の下に「（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）を加え、「同条第一項第六号イ(1)」に改め、「平成二十一年軽油軽中量車基準」の下に「（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）を加え、「同条第一項第六号イ(1)」に改め、「平成二十一年軽油軽中量車基準」の下に「（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）を加え、同条第三項中「掲げる自動車」の下に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「、当該自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、」を削り、「第百五条の二」を「同条の二」に改め、同条第四項中「第二項（第四号及び第五号を除く。）」を「第二項第一号から第三号まで」に、「自家用乗用車等」を「自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピング車に該当するもの（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）」に改め、「第百五条第一項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）に対する第百五条第一項、第三項及び第五項の規

定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 法第四百九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第四百九条第一項第四号イ②に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第五十五条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた

場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十二項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十三項に規定するもの

附則第十二条の三第一項中「又は第三項」を「第三項、第五項又は第六項」に、「第四項」を「第六項」に改める。

附則第二十一条の三第一項中「、同項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）又は同法第三十七条の十一の二第一項」を「又は同項」に改め、「特定保有株式」を削る。

附則第二十九条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二及び附則第二十五条第二項の規定の適用については、附則第五条の四の二第一項中「令和十五年」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第二項並びに附則第二十五条第二項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）附則第二十一条の三第一項の規定は、令和

四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。